

特定化学物質の取扱い 集計結果(令和5年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	5,100	16	5,100	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	11	4,000	17	4,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	4	127,000	7	90,000	0	37,000
1	80	キシレン	4	2	297,000	2	135,800	0	161,200
1	83	クメン	1	11	2,000	25	2,000	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメチ レンテトラミン)	1	11	3,000	19	3,000	0	0
1	300	トルエン	2	4	460,000	1	130,000	0	330,000
1	302	ナフタレン	1	11	2,200	23	2,200	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	2,800	21	2,800	0	0
1	349	フェノール	1	11	1,000	27	1,000	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	3,400	18	3,400	0	0
1	392	ヘキサン	2	4	157,000	5	37,000	0	120,000
1	400	ベンゼン	2	4	29,200	12	7,200	0	22,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	1,200	26	1,200	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	11,000	14	11,000	0	0
1	413	無水フタル酸	1	11	830	30	830	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	11	2,300	22	2,300	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソ シアネート	1	11	11,000	14	11,000	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエー テル(別名 ブチルセロソルブ)	1	11	32,000	11	32,000	0	0
1	604	カリウム=ジエチルジチオカルバ マート	1	11	42,000	10	42,000	0	0
1	626	ジエタノールアミン	1	11	920	28	920	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエー テル	1	11	920	28	920	0	0
1	664	有機スズ化合物(ビス(トリブチルス ズ)=オキシドを除く。)	1	11	2,100	24	2,100	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	5	1	284,600	3	122,300	0	162,300
1	731	ヘプタン	2	4	61,000	9	14,000	0	47,000
1	737	メチルイソブチルケトン	1	11	12,000	13	12,000	0	0
1	746	N-メチル-2-ピロリドン	1	11	3,000	19	3,000	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱い量
				順位		順位			
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	4	2	206,600	4	56,600	150,000	0
3	6	ジメチルアミノエタノール	1	11	820	31	820	0	0
3	11	メタノール	2	4	97,500	8	97,500	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	4	128,000	6	128,000	0	0
		合計	—	—	1,991,490	—	961,990	150,000	879,500

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱い量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱い量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。